

鹿児島県立いろは中学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立いろは中学校

1 総 則

(1) 基本理念

いじめは、全ての生徒の人権に関わる重大な問題であり、その防止等の対策は、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを解消または発生させないことを旨として行う。

また生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策では、いじめは被害生徒の心身やその後の人生に対して深刻な影響を及ぼす許されない行為であると、生徒が十分に理解できるようにする。

さらに、いじめを許さないという一人一人の実践的態度と、学校生活における様々な人間関係の課題を解決できる力を育む。

なお、いじめの防止等の対策は、被害生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下に取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法 第2条1項)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、被害生徒の立場に立つことを基本とする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法が定義するいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないようにする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の生徒や集団等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、不当な要求、強要を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、被害生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた対応を行う。加えて、被害生徒の立場に立ち、あえて「いじめ」という言葉を使わず指導する等、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことも留意する。ただし、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちにいじめ防止対策委員会へ情報共有する。

2 組 織

- (1) 名 称 いろは中学校いじめ防止対策委員会（以下、いじめ防止対策委員会とする）

- (2) 構 成 員 校長、教頭、生徒指導主任、学年代表、特別支援教育コーディネーター
 養護教諭、スクールカウンセラー
 必要に応じて学校医、警察関係者、学校評議員、関係者評価委員を含む
- (3) 開催時期 各学期末及び、何らかの兆候や訴えがあった際等、必要と認められた時
- (4) 検討・討議事項
 - ア 情報交換を通して生徒理解を行い、指導、支援に活かす。
 - イ P D C Aサイクルの視点で未然防止策、早期発見策の見直し、検討を進める。
 - ウ 対応の必要性がある事案について、事実を共通認識し、問題解決まで被害・加害双方に対する支援・指導、関係機関との連携の在り方について早急に検討する。

3 行動計画

(1) 未然防止（いじめ防止対策推進法第4条、第15条）

ア 未然防止の基本姿勢

未然防止は全ての生徒を対象とし、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組をする。

イ 教育活動における未然防止に向けた取組

全ての生徒にいじめは決して許されないことを理解させ、豊かな情操や道徳心、自己と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

そのためには、道徳教育、人権教育、学級活動、生徒による自治活動等の特別活動において、生徒自らがいじめ問題について考え、議論する活動を設け、いじめ撲滅や生命尊重を呼びかける活動、生徒間で悩みを語り合う等の生徒自身の主体的な活動に結び付ける。

また、体罰・暴力を生まない教育環境づくり、人権同和教育の在り方、インターネットを取り巻く社会状況、カウンセリング等について、「いじめ対策必携」を用いる等し、職員研修において職員の資質向上を図る。

ウ 生徒の内面に対する対応

いじめの背景にあるストレスや生徒を取り巻く環境に着目し、その改善や、ストレスに適切に対処する力の育成を行う。

また、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりのために、全ての生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをする。さらに、悩みを共有できる人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自身の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す。

なお、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者、家族との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見（いじめ防止対策推進法第16条）

ア 早期発見の基本姿勢

いじめの早期発見は、迅速な対処の前提であり、教職員、保護者、家族等が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めなければならない。いじめは周囲に気付かれにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするため、発見・判断しにくい形で行われることを念頭に置いて対応する。

イ 積極的な認知とその留意点

ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していく傾向があるため、早期からの的確に関わりを持ち、問題を軽視することなく積極的にいじめを認知する。また、転入学やクラス替え時のような、生徒を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には、ささいな変化に気付くことができるよう、より一層の注意をする。

いじめを認知する際の留意点として、被害生徒が被害を否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する。微かなサインに気付くための質問紙を活用する等、生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行う。

なお、本校におけるこれらの具体策として、チーム担任制による教育相談の実施、「学校たのしーと」のアンケート実施、電話やSNSでの相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、保護者、家庭等と連携して生徒を見守る。

(3) 発生時の対応（いじめ防止対策推進法第23条）

ア 初期対応と報告・連絡・相談

いじめを確認した場合、直ちに被害生徒や通報した生徒の安全を確保し、加害行為を行った（とされる）生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげる。特定の教職員が情報を抱え込み、同委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもつ。

ただし、被害生徒の主観を確認する際、行為が発生した状況等を客観的に確認することに留意する。その認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。

また該当家庭への速やかかつ、状況に配慮した連絡を行う。教育委員会への報告・相談や、事案に応じ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、その他諸関係機関との連携を図る。

イ いじめ解消の判断

謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを持つて解消の判断を行う。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要

であると判断される場合は、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、関連生徒の状況を注視し、設定期間が経過した段階で再度判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、学校は被害生徒を徹底的に保護し、その安全・安心を確保する責任をもつ。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害行為を行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(4) 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条）

ア 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項における重大事態の定義に則り「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とする。個別事案における判断資料としては、本県いじめ防止基本方針第2号の3(1)ア(ア)に示された事例を用いる。

なお、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で報告及び調査を開始する。また生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があり、未調査の段階で軽視しないよう留意する。

イ 重大事態の報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに県教育委員会に報告する。必要に応じて、重大事態の対処について指導及び支援を依頼する。また、その指導や協議内容に応じて、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携を図る。

ウ 調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行う。または、県教育委員会において実施する調査に協力する。調査においては、公平性・中立性が確保された組織を構成し客観的な事実認定を行うことができるようにする。

エ 事実関係の明確化

学校は、いじめの行為が、いつ、誰から、どのような態様で行われたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

オ 調査結果の提供・報告

学校は、調査結果を速やかに県教育委員会へ報告する。また、被害生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有するため、調査により明らかになった事実関係について、被害生徒及びその保護者に対して説明する。

その説明の結果を踏まえて、被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又は

その保護者の所見をまとめた文書を県教育委員会への報告書に添付する。

カ 自死事案への対応における留意事項

(ア) 基本姿勢

生徒の自死という事態が起こった場合、その後の自死防止の観点からも、自殺の背景調査を慎重かつ正確に実施する。その際、死亡した生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら、県教育委員会、関係機関と連携して行う。在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(イ) 調査の実際

遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。

資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

(ウ) 報道対応等

情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、死亡した生徒の尊厳の保持や、自死は連鎖の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考にする。

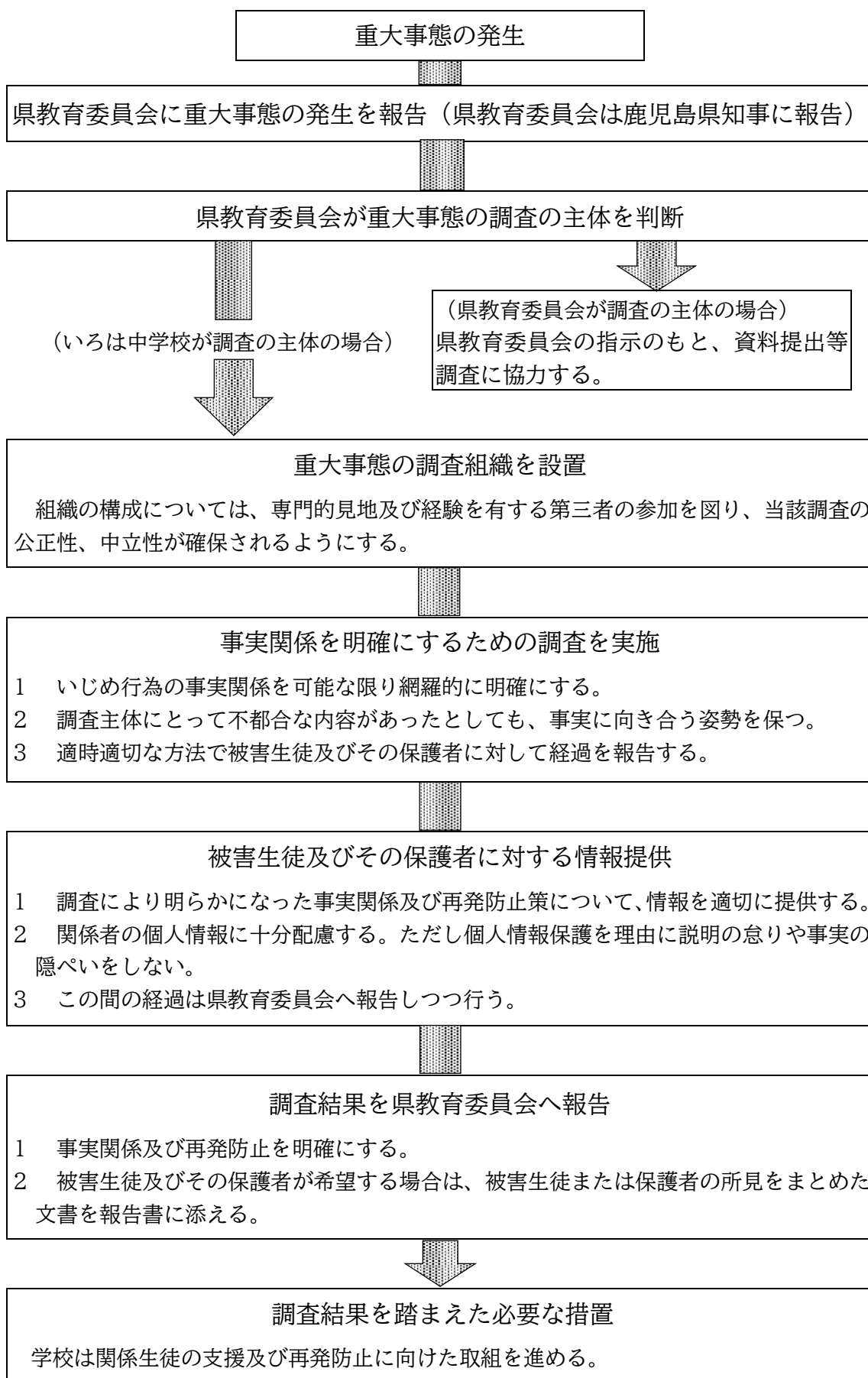
キ 事後の支援・指導

調査結果を踏まえ、学校は、当該生徒やその保護者等に適切な支援・指導を行う。被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的な支援を行う。また、加害行為を行った生徒に対しては、関係機関、保護者と連携し、個別に指導を行い、自身の行為の非に気付かせ、被害生徒への贖罪の気持ちを醸成する。

ク 再発防止の取組

学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

重大事態対応フロー図



いじめ事案発生時の対応

